

社会福祉法人 武蔵野緑会・2023 年度(令和5年度)事業報告

How many roads must a man walk down / Before you call him a man?

人はどれほどの道筋を歩いていかなければならないのか / 人間として認めてもらうまでに

Bob Dylan “Blowin’ in the Wind (風に吹かれて)” より



みんなの幸せな日々をつくるために

「子どもの権利条約の時代」の保育をめざして 子どもと大人の権利保障はセットで！

はじめに

- * 私たちは 2023 年度（令和 5 年度）事業計画の冒頭において、地球上を覆う様々な「危機」——戦争、格差と分断、生活と暮らし、民主主義、環境破壊など——のもとで、希望をどこに見出していけばよいのかと次のように問いかけました。
「いったい私たちの保育や教育の役割とは何でしょう？平和で幸せな民主主義的な社会をつくり拓げることは可能なのでしょうか。可能だとするならば、それはどのような考え方で、どのようなやり方で推進していけばよいのでしょうか？」と。
私たちはあらためて保育や教育の役割を明確に位置づけなおすことが求められているようです。
- * その問いに十分答えきれているわけではありませんが、希望への光と道筋が少しずつ見えてきたのが 2023 年度の私たち法人の取り組みでした。それは私たちが掲げている「子どもの権利条約の時代の保育実践」が具体的な実践課題になってきたことを意味します。国と自治体において大きな動きがありました。
- * 2023 年 4 月には子ども基本法が施行されました。そこには「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と宣言され（第 1 条）、子どもの権利条約の 4 つの原則が含まれると定めています（3 条）。これまでに国連子どもの権利委員会は、子どもの権利について包括的な法整備や組織をつくるよう日本政府に勧告してきていたことを考えるならば、一つの重要な画期と言ってよいでしょう。しかし、一方で同法は、政府の政策を推進する政策立法という性格も併せ持っており、子どもの権利の視点からは慎重な対応が求められています。
- * また同時期に、「武蔵野市子どもの権利条例」も施行されました。子どもの権利保障に関する総合条例の策定自治体としては全国で 64 番目です。私たちはパブリックコメントなど、様々な意見表明と参加の機会を使って、乳幼児から権利の保有者であることを同条例に位置づけるよう真剣に訴えてきました。その結果として、乳幼児が権利の主体者であると位置づけられたことはとても大きな成果でした。
- * 国連子どもの権利委員会は、乳幼児が「独自の関心、興味および視点を持った、家族、コミュニティ及び社会の能動的構成員」（2005 年「一般的意見・第 7 号」）であると述べているように、それは今や世界の常識になっている子ども観です。
- * ですから、条例が施行されたことは、私たちの「子どもの権利条約の時代の保育実践」

の後押しをしてくれるものとして意義深く、大歓迎をしています。

- *しかし問題はここからです。「子どもの権利条約の時代の保育実践」を子どもたちとともにどのようにつくっていくのか。とても大きな難題ですが、やりがいのある課題に向き合っているのです。
- *私たちは「今までと同じでは不十分」と繰り返し訴え、旧来の保育観をのりこえ、人間的な保育を再創造していこうと呼びかけてきました。
- *保育園は、子どもが個人と集団の中で学び成長する場であり、自由と民主主義と共同が実践され、平和の価値が促進される出会いの場です。
- *子どもは家族や地域社会のなかで、私たちとともに生きる能動的な「一人の市民」です。その子どもの声をしっかりと聴き、ともに希望を語り合いながらアイデンティティや生きる道筋を耕していくことが求められています。

「みんなの幸せな日々をつくるために——子どもと大人の権利保障はセットで！」

- *こうして新たな視点で世界をもう一度見渡せば、人類は影から光に向かってつながり合い、たくましく、大きな行動のうねりが起きていることに気づかされます。核兵器禁止条約など平和のための行動が拡がり、地球環境を守ろうと、今や若い世代を中心に世界中の運動に拡がっています。欧米では賃金や年金支給年齢引き上げなどを求めて数百万人規模の行動が連続的に行われています。格差と分断解消と民主主義を求めて世界のあらゆる国で声をあげ、人間的な社会をめざして大きなうねりがつくりだされてきています。
- *重なり合う“危機”を乗り越え、民主主義と参加を求める流れは、保育や教育の分野でも起きています。
- *私たちはこの10年来、日本国憲法と子どもの権利条約の理念を保育に活かそうと取り組んできました。いよいよその実践の真価が問われる時がやってきたのです。そのためにも強調しておきたいことは、保育環境や保育者の労働環境の改善がセットで行われなければならないということです。
- *保育者の処遇改善はせめて全産業平均並みにしなければなりません。戦後76年ぶりに4,5歳児以上児の配置基準の見直しが行なわれました。76年も改善されないままの保育者の配置基準も4,5歳以上児の配置基準が改善されることになりました。そのことに伴って公定価格の4歳以上児配置改善加算の措置が行われることは一歩前進です。しかし、全体の中ではわずかな改善であり、今後は全年齢での改善が求められています。
- *私たちは「みんなの幸せな日々をつくるために——「子どもと大人の権利保障はセットで！」「子どもの権利と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！」——これを共通の目標として掲げてきましたが、2024年度以降も引き力強く前に進めていかなければなりません。

保育の基本的な視点

このような保育をとりまく内外の動向を踏まえ、私たちは次のような具体的な取り組みを前進させてきました。



1. コロナ禍で学んだ力を発展させる

(1)「ステイホーム」の呼びかけは子どもの願いとは真逆

何度も繰り返し主張してきましたが、コロナ禍で「ステイホーム」の呼びかけには大きな違和感を抱きました。今でも子どもの願いとは真逆だと考えています。私たちはコロナ禍という災禍の中でも、①子どもの差別をしてはいけません、②最もよいことを保障しなければなりません、③命を輝かせて育ち発達するように、④自分の思いを述べ、参加する権利などを保障しなければなりません、と呼びかけ挑戦してきました。

(2) コロナ禍での私たちの学びと挑戦

もちろん様々な制限や限界がありました。そうした中でも私たちは何ができるか、どうすれば楽しくできるかを子どもたちとともに相談しながらコロナ禍の保育実践を行ってきました。

そこから学んだことは、計画は変更可能なものであり、柔軟でなければならないということです。つまり、「その時の、その場での、その子の気持ち」に応答する保育が求められていることに気づいたのです。それは本来の子ども尊重の保育実践の考え方であると確信しました。

(3) コロナ後の保育の課題が見えてきた——「子どもの権利条約の時代」の保育実践

こうしてコロナ禍で苦しい思いをしながらも、一方では子ども観や保育実践のありかたを見つめなおすきっかけになったことは大きな前進であり発見でした。つまりコロナ禍で学んだ力は、「子どもの権利条約の時代の保育実践」に結びついたのです。いいかえれば「子どもの幸せな日々をつくる保育実践」を進めること——これがコロナ禍の中で学んだコロナ後の私たちの保育実践の方向でした。

2. 重なり合う世界の「危機」から学んだ力を発展させる

では、「子どもの権利条約の時代」の保育とはどのようなものでしょうか。そのことについて、私たちは重なり合う内外の「危機」に立ち向かう中で、保育・教育のあり方に引き寄せながら考えてみました。ここでは民主主義的な価値観を身につけること——「意見表明、参加する権利」を中心に考え方を述べておきます。平和で幸せな日々の実現は保育・教育の力によるところが大きいと考えるからです。

(1) 声をあげ、参加することの大切さ

私たちは重なり合う「危機」の中から希望の光として、**第一**は「声をあげ、参加すること」の大切さを学びました。それは民主主義の基本です。

「子どもの権利条約」の中心的な権利の一つに「意見表明権、参加する権利」があります。意見表明する権利に年齢は関係ありません。たとえ赤ちゃんであっても、人生のスタート時点から保障されなければならない大切な権利です。民主主義的な価値観を身につけることは生涯を豊かに生きることと不可分です。あらためて私たち法人の保育の重要な目標として確認したいと考えます。

(2) 声を聴かれる権利と影響を及ぼし合うということ

意見表明は聴いてくれる相手がいて意味を持つものです。そこで**第二**には、私たちは子どもたちの声を真剣に傾聴し、応答（寄り添い）する保育をすすめていくことが大切です。そのことによって子どもは影響力をもち、大人もまた影響を受け、相互作用を及ぼし合います。こうして子どもたちは「人、物（事）、場所」のすべてにおいて、相互に影響を及ぼし合うことを学んでいきます。快適な環境や社会＝幸せな日々をつくるということはそうした営みのことです。

(3) 人間の本性としての「ともに〇〇をする」という力

こうして、他者とともに学び合うのが人間の本性です。他者がいるから学ぶことができるのです。一人でできることには限界があります。できないことがあれば助け合えばいい。「ともに〇〇をする」と思いがけない飛躍もあります。

そこで**第三の学び**は、育ちあい、励まし合い、助け合うことは人が生きていくうえで不可欠であるということです。「子どもの最善の利益を保障する」ことは、「子どもの幸せな日々をつくる保育」と同義語です。それは子どもも大人も同じなのです。そんな保育園をみんなで作っていきましょう。

3. みんなの幸せな日々をつくるために——子どもと大人の権利保障はセットで！

こうして子どもの権利を保障し、幸せな日々をつくっていくために大切なことは、子どもたちを取り巻く保育環境を併せて改善していくことが欠かせません。そこで私たちの法人は、次のような「みんなの幸せな日々をつくるために——子どもの権利と大人の権利はセットで！」の目標を共有して取り組んでいくことにしました。

(1)保育者の処遇改善と配置基準の改善は待ったなし！

「はじめに」で述べたように、日本の働く人々の賃金の低さや男女賃金格差などに加え、異常な物価高騰のもとで、保育者賃金の引上げは待ったなしです。その矛盾が誰の目にも明らかになったいまこそ声をあげ、処遇改善をはかることなくしていつ実現するのでしょうか。それは保育者の共通する思いであるはずです。

あわせて保育者の配置基準改善も待ったなしです。日本の保育園の配置基準は諸外国と比べてもかなり劣悪です。子どもの豊かな育ちを保障するためにも、実態に見合った配置基準の改善は喫緊の課題です。

保育者の処遇改善や配置基準改善のために、何を、どのようにすればよいかをみんなで考え、学び合い、実際に変革していくことは喫緊の課題です。

(2)「子どもの権利と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！」を共通の目標に！

上で、保育の質向上はそのプロセスの質と保育環境や労働環境の質とセットで保障されることが大切だと述べました。このことをみんなで学び合い、語り合い、つながりあって行動し、実現していくことが大切です。

そのために私たちは、「みんなの幸せな日々をつくるために——子どもと大人の権利保障はセットで！」「子どもの権利保障と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！」を共通の目標として掲げ、拡げ、2024年度以降においてもともに力強くすすめていきましょう。

法人の運営管理

以下は、法人の運営管理について報告します。

1. 評議委員会

2022年度より、評議委員会の年間開催回数は定時評議委員会を含めて3回程度に増やしました。これにより法人運営や保育実践の理解がすすみ、定款で定めた議決事項の審議がより深められるようになりました。2023年度の開催日程は次のとおりです。

◆2023年度評議委員会

第1回定時評議委員会：6月19日（月）	事業報告、決算報告等定款で定める事項
第2回評議委員会：10月2日（月）	前半期の理事長及び業務執行理事の活動報告と懇談、他
第3回評議委員会：3月25日（月）	事業計画案、予算案報告と懇談 後半期の報告と懇談

2. 理事会の組織活動等

※理事会

2023年度定例理事会は次のとおり開催しました。

なお、現行の理事及び監事の任期は2023年定時評議委員会終結時点までとなっており、2023年度第1回理事会において改選しました。理事監事ともに全員が重任です。

◆2023年度理事会

第1回（5月22日（月））	事業報告、決算、評議委員会議案、他
第2回（10月2日（月））	業務執行状況報告、評議委員会との懇談、他

第3回（3月25日（月））	業務執行状況報告、事業計画、予算、評議員会との懇談、他
---------------	-----------------------------

※業務執行理事会議

日常業務を円滑に進めるため、業務執行理事会議を随時開催しながら理事・園長会議の準備等を行いました。

理事長及び業務執行理事（3名）の業務分担は次のとおりです。

- ・理事長：全体の統括
- ・業務執行理事：①西久保保育園担当②ありんこ保育園担当③関町第二保育園担当

※園長会議 と各園運営会議

園長会議は法人方針と園の運営を結ぶ重要な会議です。原則として毎月定例的に開催し、内容の充実をはかります。園長会議には業務執行理事も参加しました。

なお、園長会議を受けて各園の運営部会議は必ず月例で行うように心がけましたが、残念ながら各園によってばらつきがありました。そのため理事・園長会議で決めたことが職員に周知されないということもありました。今後は月例の運営部会議を必ず開き、方針を共有し、職員に徹底するようにします。

◆2023年度業務執行理事・園長会議

第1回：4月10日（月）	第2回：5月15日（月）	第3回：6月5日（月）
第4回：7月3日（月）	第5回：8月28日（月）	第6回：9月11日（月）
第7回：10月2日（月）	第8回：11月6日（月）	第9回：12月4日（月）
第10回：1月5日（金）	第11回：2月5日（月）	第12回：3月4日（月）

※理事会役員の役割分担。

理事の役割分担は前年度を引き継ぎ、次のとおりとしました。

- ① 法人・施設運営の統括、②法人運営の実務、③業務執行理事会議・園長会議、④会計責任者・出納責任者、⑤法令遵守責任者、⑥各施設担当、他

※「みどり会通信」の発行

2024年3月で『みどり会通信』は通算100号になりました。2014年より10年間発行してきたこととなります。評議員と理事会と職員をつなぐ情報機関誌として今後とも引き続き月刊で発行します。

なお、100号までを歴史資料として製本し、保存するようにします。

3. 法人研修

法人研修計画は①役員研修、②職員研修、③各施設研修に分けて行います。②③の職員研修については、法人主催以外は各園の研修計画の中に位置付けました。

(1)役員研修

外部実施期間による役員研修の主なものは次のとおりです。なお、必要に応じてその他の研修会等に積極的に参加するようにしました。

研修名	実施機関	参加対象
法人役員研修	東京都、東社協他	全理事、監事
全国経営セミナー	全国経営懇話会	理事、監事、園長
経営懇話会テーマ別学習会等	全国・東京経営懇話会	理事、監事、園長

財務会計研修会	東社協、幼保経営サービス	理事、監事、園長
法人自主研修	理事会	理事、監事、園長
全国合研、他	全保連	理事、監事、園長

(2)職員研修

法人が主催する次の職員研修は必須研修とし、すべてキャリアアップ研修対象としました。

研修名	実施日	参加対象
3園合同研修会(前期・後期)	前期：6月26日(月)、 後期：11月20日(月)の「世界子どもの日」にあわせて権利条約の啓発的な「集い」を行った。	3園全職員、他
3園合同新人研修会	理事会、4月19日(水)	新人職員全員
理事・園長研修	法人理事会、7月21日(金)	理事・園長
副園長・主任等研修	法人理事会、9月4日(月)	副園長・主任等

※三園合同研修会について

2023年度の三園合同研修会は、「武蔵野緑会保育合同研修会(武蔵野緑会保育合研)」として前期・後期の2回開催しました。

テーマは「武蔵野市子どもの権利条例」が施行されたこともあり、2回とも武蔵野市の後援を得て『『子どもの権利条約の時代』の保育』としました。

<前期>「権利の視点から考える……子どもの育ちと学び」

- ・日時・場所：6月26日(月)、武蔵野芸能劇場予定
- ・対象：三園職員＋一般公開 155名参加(オンライン含む)
- ・講師：野井慎吾先生(日本体育大学)

<後期>「子どもの権利を保障する保育」

- ・日時・場所：11月20日(月)、武蔵野芸能劇場
- ・対象：三園職員＋一般公開 160名参加(オンライン含む)
- ・講師：大宮勇雄先生(福島大学名誉教授)

11月20日は「世界こどもの日」でもあり、武蔵野市が条例で「子どもの権利の日」と定めたことを受けて啓蒙啓発的な内容としました。

(3)各施設研修計画

別紙

4. 本部拠点区分予算案

この事業計画に対応する本部拠点区分の決算書は別紙の通りです。

5. 各園の事業計画及び予算案

本部拠点区分を除く、各拠点区分事業報告及び決算書は別紙のとおりです。

6. むすび(従来から継承する視点を大切にしながら)

○この事業報告をさらに着実に前進させていくために、職員全員が報告の精神や内容を深く理解することが大事です。そのためにも、理事長をはじめ理事・園長が率先して振り返

り、学び、行動し、リーダーシップを発揮することが強く求められています。

○今の社会は複雑で子どもも大人もとても生きにくい時代です。「国のかたち」が変えられれば保育・教育の「かたち」も変わります。しかし、そうであるがゆえに、私たちは人類普遍の原理である人権や民主主義を大切に、「その暮らしさ、人間らしさ」を育む保育実践を文字通り全力で行わなければなりません。

法人理念や私たちが保育の中で大切にしている基本的な考え方を“飾り言葉”で終わらせるのではなく、創造的に深め、発展させていくことが求められているのです。そのためにも「掘り返して耕すこと！」。2023年度の事業報告をつくるにあたり、園長はじめ、職員みんなで振り返り、あらたなスタートの力としていきたいと思えます。

法人の中長期計画（一部修正、一部追加）

1. 社会福祉法人の役割の明確化と子育て文化の拠点づくり

(1) 保育園は子どもと保護者と保育者のコミュニティシステム

保育園は子どもと保護者と保育者の三者を中心としたコミュニティシステムです。そのコミュニティが幸せで豊かであるためには、どの主体者も幸せでなければなりません。それぞれの違いを認め合い、対話し、互いに学び合いながら保育園という豊かなコミュニティシステムをつくっていく責任があります。

(2) 社会福祉法人としての役割と責任

社会福祉法人はまた、「地域における公益的な取組」の実施が努力義務として求められています。法人理念や定款に基づき、社会福祉法人としての役割と責任を自覚し、子育て・保育全般を中心とした地域の豊かな社会福祉の推進・向上に寄与することが求められています。

保育園は地域コミュニティと深く結びつき、社会システムに包括されています。子どもたちの“育ち合いの場”としての豊かな地域コミュニティづくりに貢献するよう努めます。

(3) より良い保育をすすめる“保育者の協同の場”を拡げる

武蔵野市には認可保育所・認定こども園が37園あります（2022年9月）。その他にも認証保育所、グループ保育室、家庭的保育室、事業所内保育室などがあり、幼稚園や学童クラブなどもあります。

練馬区には公立保育園60園、私立認可保育園だけでも118園もあります。その他にもたくさんの乳幼児関係施設があります。

地域にはこれらの保育園などにかかわる職員や保護者などが、保育の質の向上や職員の身分の向上を求めて組織した任意の団体もあります。

それぞれユニークな理念や目標を掲げ、保育の形態も運動のやり方も異なりますが、日本国憲法や子どもの権利条約の精神を基本とすることにおいては共通しています。そのことを大事にしながら、私たちは子どもたちが豊かに育ち、保育者が誇りをもって働くことができるしくみや社会をつくるために、ともに交流の輪を拡げ、学び合い、知恵と力を結集することが強く求められています。そのために当法人の役割を踏まえ、どのようなことができるかを考え合い、その都度力を合わせて協力・協同の関係を築いていきます。

(4)「子どもの権利条例」を実効性のあるものにする

武蔵野市においては子どもの権利条例が制定されました。画期的な出来事です。

私たちはこの条例が真に実効性のあるものとするため、日常の保育実践はもちろんのこと、各園と力を合わせて学び合う場をつくったり、「子どもの権利の日」などには啓発のためのイベントを行うなど、積極的に役割を果たしていきます。

子どもは権利の主体者であり、一人の市民です。私たちはこれまでの保育実践を踏まえ、広く市民との協同により武蔵野市が進めている子どもの権利条例が実効性のあるものにし、実践的な貢献をしていきます。

(5)子どもの権利保障と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！

「子どもの権利条約の時代」の保育実践を揺るぎなく進めていきます。そのためにも「みんなの幸せな日々をつくるために——子どもと大人の権利保障はセットで！」「子どもの権利と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！」を共通目標にしてすすめていきます。

2. 法人運営の基盤強化と計画的運営

(1) 西久保保育園

(略：西久保保育園の中長期計画参照)

(2) ありんこ保育園

(略：ありんこ保育園の中長期計画参照)

(3) 関町第二保育園

(略：関町第二保育園の中長期計画参照)

(4) 保育園の拡充の検討

私たちは次のような目的のために保育園拡充計画を掲げています。

- ①法人理念に基づき民主主義的な保育実践を拡げる。
- ②人の流れをつくりスムーズな人事異動ができるようにする。
- ③法人運営の財政基盤を確立する。

——これらに対応するため、当法人としては、次のような基準を中心に新規園拡充を行っていきます。

- ①行政の責任で公有地を確保し、建設する認可保育所であること。
- ②既存の3園運営と機動的に連携ができる範囲にある保育所であること。
- ③プロポーザルは第三者の評価機関であり、近隣住民もプロポーザルのプレゼンテーションなどに参加できるなど透明性が確保されていること。

(5) 法人内施設の人事異動について

かねてより懸案であった法人施設3園の人事異動制度について検討を進めます。現行制度のもとでも人事異動は可能ですが、定期的な制度として実施するためにはその効果や方法について検討することが必要です。特に、3園は歴史的な成り立ちが異なるため、保育の方法や労働条件などが大きく異なります。そうしたもとでなお効果ある人事異動制度を導入するためには職員の合意と制度の検討が必要です。——これらの目標のためにも「もう一園」の運営を検討していきます。

(6) 法人役員等の円滑な継承

現行の評議員は2021年度定時評議員会終結時点で改選を行いました。評議員は2025年度定時評議員会終結時点で任期満了になり、改選が必要です。

また、理事等役員は2023年度定時評議員会終結時点で任期が満了となり、新たに改選しました。今回は全員が重任でしたが、今後は円滑な世代間継承が課題です。

社会福祉法人の役割と業務の複雑化が進む中で、評議員会及び理事会役員の円滑な継承とその準備が求められています。

以上